

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和1年9月12日(2019.9.12)

【公表番号】特表2019-505841(P2019-505841A)

【公表日】平成31年2月28日(2019.2.28)

【年通号数】公開・登録公報2019-008

【出願番号】特願2018-536098(P2018-536098)

【国際特許分類】

G 03 F 7/20 (2006.01)

H 01 L 21/683 (2006.01)

【F I】

G 03 F 7/20 501

G 03 F 7/20 521

H 01 L 21/68 P

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月31日(2019.7.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板を支持するように構成され、半径  $r_0$  を有する支持テーブルであって、

ベース面と、

中心領域と、

前記中心領域の半径方向外側にある中間領域と、

前記中間領域の半径方向外側にある外側領域と、

前記支持テーブルのエッジの周囲にある第1シールと、

前記中間領域に形成され、前記ベース面と前記基板の間のギャップからガスを抽出する  
ように構成された複数のガス流開口と、

前記中間領域における前記複数のガス流開口と流体連通している流路と、を備え、

前記複数のガス流開口は前記支持テーブルの中心から半径距離  $r_2$  に配置され、前記複  
数のガス流開口は、 $r_2 : r_0$  が 0.5 と 0.8 の間になるように配置される、支持テー  
ブル。

【請求項2】

前記複数のガス流開口は、 $r_2 : r_0$  が 0.6 くらいになるように配置される、請求項  
1に記載の支持テーブル。

【請求項3】

二重シールを形成するように、前記外側領域において前記第1シールの半径方向内側に  
第2シールをさらに備える、請求項1又は2に記載の支持テーブル。

【請求項4】

前記第1シールと前記第2シールの間に液体抽出開口をさらに備える、請求項3に記載  
の支持テーブル。

【請求項5】

前記中間領域の圧力を感知するように構成された圧力センサをさらに備える、請求項1  
から4のいずれかに記載の支持テーブル。

【請求項6】

前記圧力センサは、前記流路の前記圧力を感知するように構成される、請求項 5 に記載の支持テーブル。

**【請求項 7】**

前記中心領域に複数のガス流開口をさらに備える、請求項 1 から 6 のいずれかに記載の支持テーブル。

**【請求項 8】**

前記中心領域における前記複数のガス流開口は、前記支持テーブルの前記中心から半径距離  $r_1$  に配置され、前記中心領域における前記複数のガス流開口は、 $r_1 : r_0$  が 0 . 2 と 0 . 5 の間になるように配置される、請求項 7 に記載の支持テーブル。

**【請求項 9】**

前記外側領域に複数のガス流開口をさらに備える、請求項 1 から 8 のいずれかに記載の支持テーブル。

**【請求項 10】**

前記外側領域における前記複数のガス流開口は、前記支持テーブルの前記中心から半径距離  $r_3$  に配置され、前記外側領域における前記複数のガス流開口は、 $r_3 : r_0$  が 0 . 5 と 0 . 9 5 の間になるように配置される、請求項 9 に記載の支持テーブル。

**【請求項 11】**

前記基板が前記支持テーブル上にロードされるとき、  
ロードの第 1 の段階において、前記ガスは、前記中心領域における少なくとも 1 つのガス流開口から抽出され、前記中間領域におけるガス流開口及び前記外側領域におけるガス流開口から抽出されず、

ロードの第 2 の段階において、前記ガスは、前記中心領域における少なくとも 1 つのガス流開口及び前記中間領域における少なくとも 1 つのガス流開口から抽出され、前記外側領域におけるガス流開口から抽出されず、

ロードの第 3 の段階において、前記ガスは、前記中心領域における少なくとも 1 つのガス流開口、前記中間領域における少なくとも 1 つのガス流開口、及び前記外側領域における少なくとも 1 つのガス流開口から抽出される、請求項 9 又は 10 に記載の支持テーブル  
。

**【請求項 12】**

請求項 1 から 11 のいずれかに記載の支持テーブルを備える、リソグラフィ装置。